

### 市長インタビュー

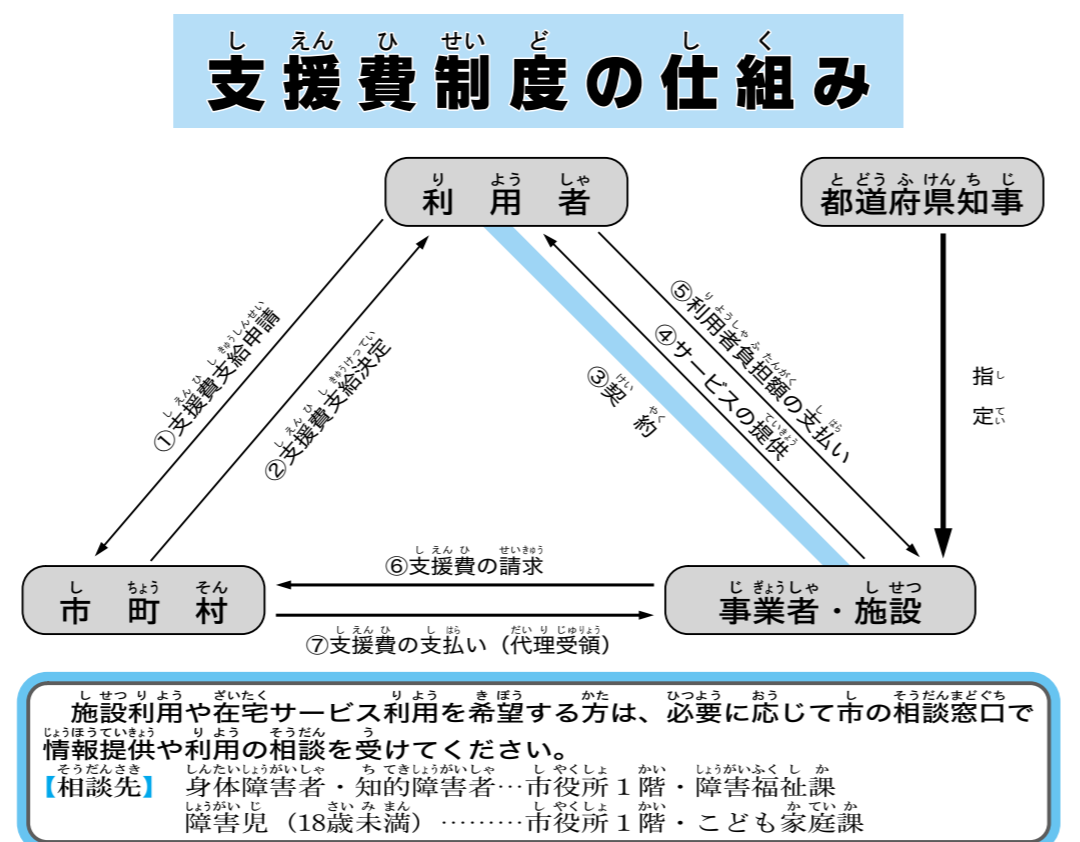
#### 利用者が 主役の福祉へ

●支援費制度への改正をどのようにとらえていますか。  
 高藤市長 これまでの措置制度と違い、利用者自らが利用するサービスや事業者を選択する制度であり、「利用者が主役の福祉」への転換と言えると思います。  
 私は、更生施設の入所者の皆さんと昼食をとったり小規模な作業所を訪問したり、障害者の皆さんと直接触れ合う機会を持っています。その際に障害者の方の自立、自ら選択し決定することの大切さを実感しており、この新たな制度が一日も早く定着し、ノーマライゼーションのより一層の推進を促すことに大きな期待を持っています。

●新制度への移行にあたり必要と考えていることは何ですか。  
 市長 まずは、支援費制度へのスムーズ移行です。新制度へ移行するサービスを利用している障害者の方々に、新制度に関する正確な情報を提供し、安心してスムーズな移行をしていただくことが最も必要だと考えています。また、現在サービスを受けていない障害者の方で新制度に変わり新たにサービス利用を希望する方もいると思いますので、これらの方々への周知も市の重要な役割と考えています。

次に、サービス提供体制の整備です。当市においては、平成11年3月策定の障害者計画に基づき着実に進めているところです。この計画は本年度中に今後5年間の数値目標の見直しを行う予定で、障害者団体の代表者や知識経験者などの皆さんに参加いただく障害者施策推進協議会において審議を進めているところです。

今後も、豊かな心で健やかに暮らせる支え合いのまちを目指し努力してまいりますので、皆様のご理解・ご協力をお願いします。



平成15年4月から、身体および知的障害児・者の福祉サービスの利用方法が変わります。

今までのように、行政(市)が障害者(利用者)へのサービスの内容・事業者を決定する「措置制度」から、利用者自らが利用するサービスや事業者を選択する「支援費制度」に移行します。

※問い合わせ 身体障害者・知的障害者：障害福祉課(☎991-9116)、障害児(18歳未満)：こども家庭課(☎991-9124)

# 平成15年4月1日から「支援費制度」がスタート！

## 障害者福祉サービス制度が変わります

支援費制度のメリット

- 「障害者」「市」「事業者」それぞれが、次のような新たな役割を果たします。
- 利用者は、自らが利用するサービスを選択・決定し、事業者との契約によりサービスを利用します。
- 市は、利用者からの相談に応じるとともに情報提供に努め、利用者が福祉サービスを利用したときには、サービスにかかる費用から利用者負担額を差し引いた額を「支援費」として事業者に支払います。
- 事業者は、市からの受託者としてサービスを提供していただくからサービスの提供主体として利用者の選択に十分配慮されるよう、より一層サービスの質の向上に努めます。

このように支援費制度は、「障害者の自己決定の尊重」と「利用者本位のサービスの提供」の実現を目指す新たな制度です。

制度利用の流れ

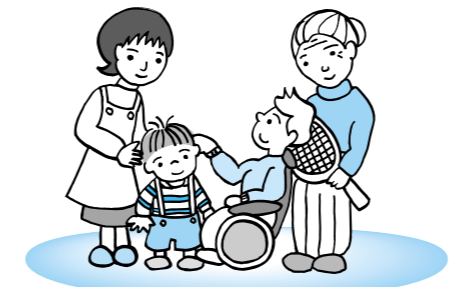
- ① 申請 利用者は必要なサービスをj選り出し、サービスの種類ごとに市へ支給申請をします。
- ② 審査と支給決定 市は利用者や家族などから聞き取りを行い、支給決定にあたり必要な事項を検討します。支給が適切であると認めるときは、支給決定を行います。
- ③ 受給者証の交付と契約 支給決定を受けると、サービスの量や期間などが記載された受給者証が市から交付されます。指定事業者・施設に受給者証を提示し、サービス利用に関する契約を結びます。
- ④ サービスの提供 利用者は、事業者・施設に受給者証を提示し、サービスを利用します。
- ⑤ 利用者負担額の支払い 利用者または扶養義務者は、サービス利用の費用のうち、負担能力に応じて定められた利用者負担額を事業者・施設に直接支払います。
- ⑥ 支援費の請求 事業者・施設は、サービス利用の費用のうち、利用者負担額を除いた分を市に請求します。
- ⑦ 支援費の支払い 市は審査の後、支援費として事業者・施設に支払います(代理受領)。

ご注意ください！すべてのサービスが支援費制度に移行するわけではありません。

### 支援費制度に移行するサービス

施設訓練等支援	知的障害者福祉法	児童福祉法
<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者更生施設</li> <li>身体障害者療護施設</li> <li>身体障害者授産施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的障害者更生施設</li> <li>知的障害者授産施設</li> <li>知的障害者通動寮</li> </ul>	対象外(※1)
<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者居宅介護等事業(ホームヘルプサービス)</li> <li>身体障害者デイサービス</li> <li>身体障害者短期入所事業(ショートステイ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的障害者居宅介護等事業(ホームヘルプサービス)</li> <li>知的障害者デイサービス事業</li> <li>知的障害者短期入所事業(ショートステイ)</li> <li>知的障害者地域生活援助事業(グループホーム)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童居宅介護等事業(ホームヘルプサービス)</li> <li>児童デイサービス事業(心身障害児通園施設)</li> <li>児童短期入所事業(ショートステイ)</li> </ul>

(※1) 障害児施設については、保護者とともに国、県および市町村が児童の健全育成に責任を持っていることや、障害児施設への入所が適当と判断されるケースの中には、虐待によるものや家庭の事情などから「保護」の必要性が大きいものが少なくないことなどから、引き続き措置制度によることとしています。



### 支援費制度に移行しないサービス

身体障害者関係	補装具交付、日常生活用具給付、更生医療給付、手話通訳派遣事業 など
知的障害者関係	日常生活用具給付、知的障害者福祉ホーム、知的障害者相談支援事業 など
児童関係	知的障害児施設・知的障害児通園施設、補装具交付 など

障害者支援費制度アドバイザー

県では、支援費制度の円滑な導入に向け、利用者や家族からの相談などに対応するために、障害者支援費制度アドバイザーを配置します。アドバイザーは支援費に関する民間の相談機関です。市内においては、次のとおり配置されましたので、お気軽にご利用ください。

■身体障害者：所沢しあわせの里(東狭山ヶ丘5-9-16) 3  
 ■知的障害者：さぼと(北原町9-32-1)・ころざわ学園(内992-7888)

### 支援費制度Q & A

Q：「支給決定」とは、具体的に何が決まるのですか？  
 A：①施設支援(通所・入所)の場合…▶支援の種類(施設の種類) ▶支給期間(最長で3年) ▶障害程度区分(3段階の支援費支給の区分) ▶利用者負担額

②居宅支援(ホームヘルプ・ショートステイ・デイサービス・グループホーム)の場合…▶支援の種類 ▶支給量(時間・回数など) ▶支給期間(最長1年) ▶利用者負担額

Q：利用者負担額はなるのですか？  
 A：利用者本人または扶養義務者の負担能力に応じて市が決定します。その際、現行の費用徴収額と比べて著しく異なることのないよう十分配慮して設定します。

Q：事業所の情報などは？  
 A：市が提供します。市は利用者が指定事業者を選択しやすいように窓口などで情報提供を行います。また、市は施設利用のあっせん・調整を行うとともに、必要に応じて事業者へ利用の要請も行うように位置づけられています。

### 利用者との行政のパイプ役に

一木 昭憲さん  
(並木在住)

大塚 叔子さん  
(青葉台在住)

7月に県から障害者支援費制度アドバイザー一就任の話を受ました。支援費制度は、障害者の方の自立と自己決定を実現するものです。この制度が利用者により有効活用されるよう、利用者の立場になってアドバイザーですきたらと思っています。

行政は、移行に向け速やかに対応し、情報を早く多く提供して欲しいと思います。また、利用者数などの状況に応じて十分なサービスが受けられるよう、予算確保の対応にも期待しています。

支援費制度は、利用者の意思が尊重される今までのない画期的な制度なので、制度の導入は賛成です。ただし、不安な要素もあります。知的障害者の場合には、本人が自分の意思をうまく伝えられないことがありますが、このような場合、受け入れ側の対応はどうなるのでしょうか。また、知的障害者に対応してくれる施設の数も少なく、介助経験の浅い方もいるようです。この制度が生かされるよう、施設の充実と一人ひとりに合わせた対応を願っています。

◎今回は、文字を大きくし、ふりがなをふって読みやすくしました。